

調達管理番号・案件名

26a00249\_東ティモール国産米振興・食料安全保障政策立案(国別研修)(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

質問と回答は以下のとおりです。

2026年6月15日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	表紙	6月3日の質問回答では、選定方法が、一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型)からQCBS-ランプサム型へ変更になったとあります。公示では総合落札方式-ランプサム型となっていますが、整合性はいかがでしょうか。	その後の公示準備における協議の結果、一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型)となりました。
2	15	第2章 第5条(6)	「在外補完研修先国での移動、研修員の宿泊先、在外補完研修中の昼食等については、研修詳細計画書に沿って受注者が手配する」と記載されておりますが、手配は受注者、支払いは発注者(JICA)という理解でよろしいでしょうか。	手配及び支払いは全て受注者が行います。なお、昼食費については在外補完研修先国での日当として支払いをしていただく想定です。 以下、在外補完研修時の研修員宿泊・日当の単価となります。 なお、研修員の人数は5名(準高級2名、一般3名)で積算ください。 ○宿泊費(1泊あたり) 準高級:12,900円、一般 :10,800円 ○日当(1日あたり) 準高級:4,200円、一般:3,600円
3	19	配布資料の東ティモール国産米振興アドバイザー業務報告書 報告書中「本件業務の成果品として、東ティモール政府のアクションプラン作成～NRPSを具体的な課題に落とし込んでいく作業～」との記載に関して。	報告書に記載されているNRPSを具体的な課題、活動、実施体制、予算等に落とし込んでいく作業が、すなわちNRPSアクションプランの作成に該当するとの理解でよろしいでしょうか。また、同アドバイザー業務において第四次派遣時に実施予定とされている「国産米振興プログラムの立案」について、NRPS、NRPSアクションプラン、及び本研修で改善するアクションプランとの関係性をご教示いただけますでしょうか。また、NRPSが上位戦略、アクションプランが同戦略を具体活動・責任機関・必要予算・実施時期等に落とし込む網羅的な実施計画、国産米振興プログラムが同アクションプランのうち実施・予算化を想定する具体的事業群、という理解でよいかについても確認させてください。	質問事項3点について、 ①「NRPSアクションプランの作成」の示す作業内容については、ご認識の通りです。 ②「国産米振興プログラムの立案」は、NRPSアクションプランの策定および同アクションプランの実施に係る予算申請書(案)の作成を念頭に置いたものです。NRPSアクションプランと、本研修で改善するアクションプランは同一のものです。 ※公示資料第4条「業務の実施方針及び留意事項(4)」表に記載のアクションプラン(案)および予算申請書(案)の作成は国産米振興アドバイザーを中心に実施されるものですが、本研修の内容がこれらの作成において反映されることを期待しています。 ③NRPSが上位戦略、アクションプランがそれを具体化した実施計画という点について、ご認識の通りです。ただし、アクションプランはNRPSに含まれる全ての活動を網羅するものではなく、優先的に実施する活動の選定も含まれます。NRPSは国家レベルのコメ生産に関する大枠を示すものであり、具体的な実施内容を明確化するためにアクションプランの策定が必要となります。また、国産米振興プログラムについては、②に記載の通りです。

4	23	(3)定額計上について	<p>本邦研修に係る定額計上費用(17,594,000円)の「実施諸費」および「直接経費」には、4.4人月相当の人件費および講師謝金の他に以下の費用が含まれるでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修員の航空券</li> <li>・宿泊費および日当</li> <li>・国内移動費</li> <li>・受注者の同行渡航費</li> </ul> <p>また、その他想定されている項目についてご教示ください。</p>	<p>本邦研修に係る定額計上額を見直したところ、一部誤りがございました。定額計上費用を16,594,000円に訂正させていただきます。</p> <p>以下の費用が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4.4人月相当の人件費</li> <li>・諸謝金(講師謝金、原稿謝金、見学謝金等を含む)</li> <li>・翻訳料(資料)</li> <li>・資料印刷、製本等費用</li> <li>・機材借料損料</li> <li>・消耗品等購入費</li> <li>・本邦研修同行者等の国内移動費</li> </ul> <p>本邦研修における研修員の航空券並びに研修員の宿泊費及び日当、国内移動費につきましては、発注者負担となります。(第5条 業務の内容【発注者担当業務】②⑥参照)</p>
5	24	第3章 3. (3) 表	<p>定額計上(対象とする経費:本邦研修にかかる経費(講師謝金、研修資料、実施諸費等))の費用項目は「報酬、国内業務費」と指定されておりますが、本邦研修②に含まれる在外補完研修(インドネシア)で発生する経費およびインドネシアへの航空賃につきましても、定額計上の対象に含まれるという理解で正しいでしょうか。</p>	<p>在外補完研修(インドネシア)で発生する経費およびインドネシアへの航空賃につきましては、定額計上対象外となります。なお、在外補完研修(インドネシア)で発生する経費は受注者による支払い、インドネシアへの航空賃は研修員の航空券に含めることとし、発注者が負担することとなります。</p>